平成２１年（フ）第６２０号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目７番地の22　メゾン立春102
債務者　酒井　美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４８号
神奈川県小田原市府川686番地　市営仲沢住宅８号棟37号室
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５２号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2343番地の２
債務者　岩尾　澄夫
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１６１３号
名古屋市守山区喜多山２丁目41番７号　メゾン寿々喜４Ｃ
債務者　稲川　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１１号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地３　２号棟402号室
債務者　柴田　直美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１２号
名古屋市緑区徳重２丁目1613番地　クレセール徳重101号
債務者　加藤　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７９号
名古屋市北区山田２丁目11番62号　大曽根併存住宅１棟４―10号
債務者　額田　良男
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４号
三重県熊野市有馬町513番地の１の２、住民票上の住所三重県熊野市井戸町307番地の１
債務者　畑中　守昌
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第７５１号
兵庫県尼崎市次屋３丁目２番13号
債務者　吉田　豊志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９１号
兵庫県西宮市堤町２番45号
債務者　羽座　里香
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番３号　三樹ハイツ103号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目21番５号　ハイツカリカエ202
債務者　庵地　道子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０５号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番28―401号
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２６号
岡山県都窪郡早島町早島4116番地30
債務者　満藤　里絵
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
岡山県倉敷市笹沖88番地　県営笹沖団地７―105号
債務者　日名　英貴
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
岡山県浅口市鴨方町小坂東3515番地
債務者　河田　　守
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６５６号
札幌市中央区南５条東２丁目11番地　シティビル南５条1001号
債務者　川尻　一幸
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５７号
札幌市中央区南５条東２丁目11番地　シティビル南５条1001号
債務者　川尻　静枝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部